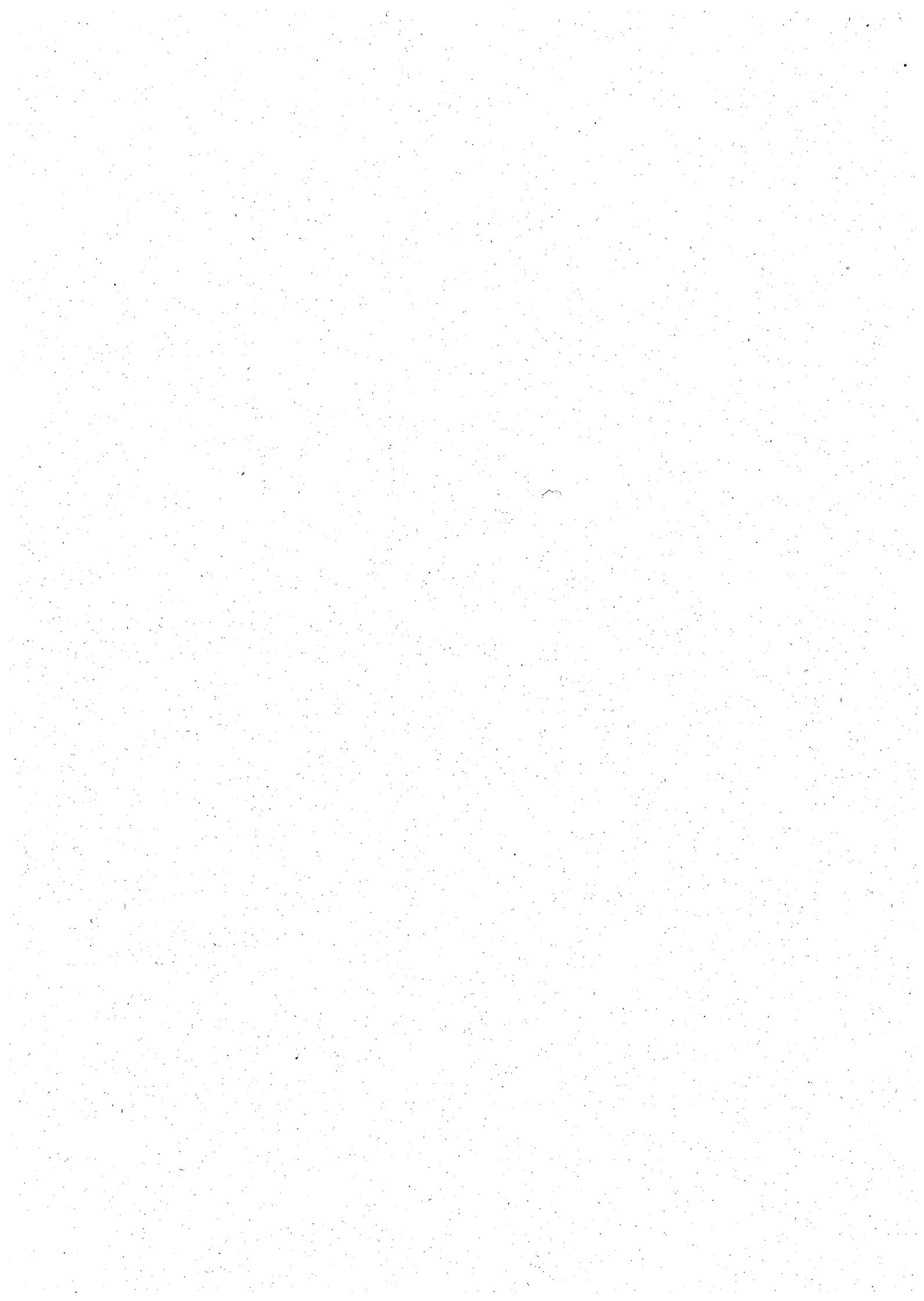


## 経済活性化に向けた振興策について

### 【目次】

	(ページ)
1 商工部の経済対策の現状	
(1) 商工部の経済対策（令和3年5月まで）	..... 1
(2) 商工部の経済対策（令和3年5月以降）	..... 2 ~ 8



# 1 商工部の経済対策の現状

## (1) 商工部の経済対策(令和3年5月まで) ※令和3年5月特別委員会説明

編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要
<b>令和2年度</b>			
3号補正 (4月)【専決】	事業持続化支援金 (小売・飲食店)	1,295,515	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化した市内小売店や飲食店の経営維持を図るため、支援金を支給するもの。
13号補正 (11月)		▲ 48,849	
5号補正 (5月)	事業持続化支援金 (全業種)	1,776,290	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化した市内事業者の経営維持を図るため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対し、支援金を支給するもの。
13号補正 (11月)		▲ 1,027,319	
6号補正 (6月)	プレミアム商品券発行事業費	388,282	新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が5月に解除され、域内消費需要の喚起により落ち込んだ社会経済活動を引上げるため、市民へのプレミアム付商品券を発行する団体に対し補助するもの。
7号補正 (6月)	商店街等にぎわい復活支援費	8,500	新型コロナウイルス感染防止を図りつつ、感染拡大により失われた商店街や飲食店街等の賑わいを復活させるため、これら団体が実施する各種イベントや新しい生活様式対応への取組に対し支援するもの。 ①にぎわい復活支援費補助金 ②新しい生活様式対応ステッカー配布
10号補正 (9月)	若年者雇用促進費	7,000	新型コロナウイルス感染症拡大により、企業や学生においては非対面型の採用・就職活動が進められていることから、市内事業者のオンライン化の促進・定着を図るとともに、学生へのオンラインでの企業情報の発信を強化するもの。
13号補正 (11月) 【令和3年度へ繰越】	経済成長戦略策定費	10,675	新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえた地域経済の現状を把握したうえで将来予測等の基礎調査を行うとともに、基礎調査をもとに経済成長戦略を策定するもの。
13号補正 (11月) 【令和3年度へ繰越】	事業承継支援費	3,250	新型コロナウイルス感染症拡大での業績悪化による廃業抑制対策として、業績改善が見込まれる事業譲渡や合併(M&A)等による事業承継に向けた取組に対し経費の一部を補助するもの。
13号補正 (11月) 【令和3年度へ繰越】	チャレンジ企業応援補助金	150,000	コロナ禍のなか、市内中小企業の経営基盤の強化を図るため、販路開拓の取組をはじめ、新製品開発、生産性向上、新事業展開などのウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた新たな取組に要する経費の一部を補助するもの。
13号補正 (11月) 【令和3年度へ繰越】	商店街等にぎわい復活支援費	10,000	コロナ禍により失われた賑わいの復活のため、商店街や飲食店等の団体が実施する各種イベント等の経費の一部を補助するもの。 (7号補正予算に係る「にぎわい復活支援費補助金」の追加)
17号補正 (1月)【専決】	営業時間短縮要請協力金 (令和2年度)	2,626,478	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。
18号補正 (2月) 【令和3年度へ繰越】	中小事業者等一時金	2,364,700	長崎市における飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内事業者の事業の継続や雇用の維持を支援するため、一時金を支給するもの。
18号補正 (2月) 【令和3年度へ繰越】	商店街等にぎわい復活支援費	20,000	コロナ禍により失われた賑わいの復活のため、商店街のほか各業界団体や実行委員会が実施する各種イベント等の経費の一部を補助するもの。 (13号補正予算に係る「にぎわい復活支援費補助金」の追加)
<b>令和3年度</b>			
4号補正 (4月)【専決】	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第1期)	1,588,650	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。
5号補正 (5月)【専決】	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第2期)	2,269,500	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。

(2) 商工部の経済対策(令和3年5月以降)

事業名	予算額 (千円)	概要
営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第1期)	1,588,650  協力金:1,557,500 事務費: 31,150 ※財源内訳 国: 155,750 県:1,432,900 市: 0 国交付金充当予定	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。  【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者 【支給額】 1日あたりの支給額×14日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、35万円～280万円 【要請期間】 令和3年4月28日～5月11日(14日間) 【申請期間】 令和3年5月17日～令和3年6月30日 【想定店舗数】 2,600店舗 【支給済店舗数】 2,496店舗 【支給済額】 1,069,446千円
営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第2期)	2,269,500  協力金:2,225,000 事務費: 44,500 ※財源内訳 国: 222,500 県:2,047,000 市: 0 国交付金充当予定	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。  【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者 【支給額】 1日あたりの支給額×20日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、50万円～400万円 【要請期間】 令和3年5月12日～5月31日(20日間) 【申請期間】 令和3年6月1日～令和3年7月15日 【想定店舗数】 2,600店舗 【支給済店舗数】 2,509店舗 【支給済額】 1,550,820千円
営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第3期)	794,325  協力金: 778,750 事務費: 15,575 ※財源内訳 国: 77,875 県:716,450 市: 0 国交付金充当予定	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。  【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者 【支給額】 1日あたりの支給額×7日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、17万5千円～140万円 【要請期間】 令和3年6月1日～令和3年6月7日(7日間) 【申請期間】 令和3年6月15日～令和3年8月2日 【想定店舗数】 2,600店舗 【支給済店舗数】 2,481店舗 【支給済額】 531,734千円

事業名	予算額 (千円)	概要
営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第4期)	1,248,786  協力金: 1,224,300 事務費: 24,486 ※財源内訳 国: 0 県: 1,248,786 市: 0	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。  <b>【対象者】</b> 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者 <b>【支給額】</b> 1日あたりの支給額×14日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、35万円～280万円 <b>【要請期間】</b> 令和3年8月10日～令和3年8月23日(14日間) <b>【申請期間】</b> 令和3年8月24日～令和3年10月11日 <b>【想定店舗数】</b> 2,498店舗 <b>【支給済店舗数】</b> 2,024店舗 <b>【支給済額】</b> 863,688千円 ※令和3年10月6日時点
営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第5期・第6期)  ※第5期・第6期は一度の申請で受付	2,108,932  協力金: 2,067,580 事務費: 41,352 ※財源内訳 国: 0 県: 2,108,932 市: 0	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの。  <b>【対象者】</b> 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者  ----- <b>&lt;第5期&gt;</b> <b>【支給額】</b> 1日あたりの支給額×3日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、7万5千円～60万円 <b>【要請期間】</b> 令和3年8月24日～令和3年8月26日(3日間)  <b>&lt;第6期&gt;</b> ※まん延防止等重点措置の適用期間 <b>【支給額】</b> 1日あたりの支給額×17日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、51万円～340万円 <b>【要請期間】</b> 令和3年8月27日～令和3年9月12日(17日間)  ----- <b>【申請期間】</b> 令和3年9月13日～令和3年11月1日 <b>【想定店舗数】</b> 4,996店舗(第5期:2,498店舗、第6期:2,498店舗) <b>【支給済店舗数】</b> 2,831店舗 <b>【支給済額】</b> 913,874千円 ※令和3年10月6日時点

【参考】営業時間短縮要請協力金 制度比較表

		令和2年度	令和3年度 第1期～第5期		令和3年度 第6期 ※まん延防止等重点措置適用	
要請内容		営業時間短縮要請期間の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は午後7時まで)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外)	営業時間短縮要請期間の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は午後7時までとする。)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外)。  第4期・第5期のみ次の条件有り 「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は午後8時までとする。)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外)。		営業時間短縮要請期間の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は行わないこと。)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外)。	
事業規模	算定方法	1日あたりの給付額	前年又は前々年の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額	前年又は前々年の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
(個人事業者を含む) 中小企業	売上高方式	一律 4万円	8万 3,333 円以下	2万 5,000 円	7万 5,000 円以下	3万円
			8万 3,333 円超 25 万円未満	前年又は前々年の1日あたりの売上高の3割	7万 5,000 円超 25 万円未満	前年又は前々年の1日あたりの売上高の4割
			25 万円以上	7万 5,000 円	25 万円以上	10 万円
※中小企業も選択可 大企業	売上高減少額方式		前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 ※支給上限額 「20 万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高の3割」のいずれか低い金額		前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 ※支給上限額 「20 万円」	

余 白

事業名	予算額 (千円)	概要
中小事業者等一時金 (第1期)	2,364,700  ※財源内訳 国: 1,646,589 県: 417,375 市: 300,736 のちに国交付金一部充当予定	<p>長崎市における飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内事業者の事業の継続や雇用の維持を支援するため、一時金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主            【主な要件】 令和3年1月または2月の売上が前年(または前々年)同月比で20%以上減少            ※時短営業に伴う協力金受給者は対象外            【支給額】 20万円(定額)            ※減収が50%以上で要件に合致する事業者は30万円            【申請期間】 令和3年3月8日～令和3年5月31日            【想定事業者数】 9,707者            【支給事業者数】 5,104者(30万円:2,955者、20万円:2,149者)            【支給済額】 1,316,300千円</p>
中小事業者等一時金 (第2期)	1,473,522  6月補正 676,500 ※財源内訳 国: 0 県: 346,500 市: 330,000  令和2年度からの繰越分 797,022 ※財源内訳 国: 682,077 県: 0	<p>長崎市における飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内事業者の事業の継続や雇用の維持を支援するため、一時金を支給するもの(第2期)。</p> <p>【対象者】 市内の事業主            【主な要件】 令和3年4月、5月または6月の売上が前年(または前々年)同月比で20%以上減少            ※時短営業に伴う協力金受給者は対象外            ※令和3年度実施の事業持続化支援金及び公共交通確保支援金の受給者は対象外            【支給額】 令和3年4月、5月または6月の売上減少額            ※減収が20%以上50%未満の事業者は1か月当たりの上限12万5千円、減収が50%以上で要件に合致する事業者は1か月当たりの上限17万5千円(最大2か月分(35万円))            【申請期間】 令和3年6月28日から令和3年8月31日まで            【想定事業者数】 5,500者            【支給事業者数】 4,861者            【支給済額】 1,165,799千円            ※令和3年10月6日時点</p>
中小事業者等一時金 (第3期)	460,530  ※財源内訳 国: 302,130 県: 158,400 市: 0 国交付金充当予定	<p>長崎市における飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛要請に加え、まん延防止等重点措置の適用により、令和3年8月又は9月の事業収入が前年(または前々年)同月比で50%以上減少している場合は国の月次支援金が支給されることとなったが、事業収入の減少率が50%未満の事業者に対する支援が予定されていないことから、当該事業者に対し、一時金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主            【主な要件】 令和3年8月または9月の売上が前年(または前々年)同月比で20%以上50%未満減少            ※時短営業に伴う協力金または長崎県大規模集客施設時短要請協力金の受給者は対象外            【支給額】 令和3年8月または9月の売上減少額(月毎に上限10万円で最大2か月分(20万円))            【申請期間】 令和3年10月8日～令和3年11月30日            【想定事業者数】 2,193者</p>

【参考】中小事業者等一時金 制度比較表

		中小事業者等一時金（第1期）	中小事業者等一時金（第2期）	中小事業者等一時金（第3期）
1	時短要請期間	令和3年1月20日～2月7日 (19日間)	令和3年4月28日～6月7日 (41日間)	令和3年8月10日～9月12日 (34日間)
2	減収対象月	令和3年1月、2月 (いずれか1か月)	令和3年4月、5月、6月 (いずれか2か月)	令和3年8月、9月 (2か月分)
3	支給額	減収 ▲20% 20万円（定額） [市20万円]	各月12.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月]	各月10万円（上限額）×2か月 [市5万円×2か月、県5万円×2か月]
		減収 ▲50% 30万円（定額） [市20万円、県10万円]	各月17.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月、県5万円×2か月]	月次支援金（国直轄事業） 法人20万円、個人10万円×2か月
4	支給イメージ	<p>支給額</p> <p>減収率 20%以上50%未満 減収率 50%以上 一律20万円 一律30万円</p> <p>令和3年1月、2月のうちいずれか1か</p>	<p>1か月あたりの支給額（売上減少額を支給）</p> <p>減収率 20%以上50%未満 減収率 50%以上 上限12.5万円 上限17.5万円</p> <p>令和3年4月、5月または6月のうち</p>	<p>1か月あたりの支給額（売上減少額を支給）</p> <p>減収率 20%以上30%未満 減収率 30%以上50%未満 減収率 50%以上 上限10万円 上限10万円 上限 法人20万円 個人10万円</p> <p>令和3年8月及び9月の2か月分</p>

事業名	予算額 (千円)	概要
経済成長戦略策定費	10,675 ※国交付金一部充当予定	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえた地域経済の現状を把握したうえで将来予測等の基礎調査を行うとともに、基礎調査をもとに経済成長戦略を策定するもの。</p> <p>【策定スケジュール】  R3.4～7月 基礎調査(経済情勢の動向把握、地域経済の実態調査、地域経済の動向・予測調査など)  8～10月 骨子作成  10～11月 素案作成  12月 パブリックコメント  R4.3月 公表</p> <p>経済活性化審議会開催(5回程度)</p>
事業承継支援費	3,250 ※国交付金一部充当予定	<p>新型コロナウイルス感染症拡大での業績悪化による廃業抑制対策として、業績改善が見込まれる事業譲渡や合併(M&amp;A)等による事業承継に向けた取組に対し経費の一部を補助するもの。</p> <p>【対象者】 自社の事業の承継・合併をしようとする市内中小企業者  【補助額】 650千円以内(補助対象経費の3分の2)  【対象経費】 専門家(税理士/会計事務所、コンサルティング会社等)委託費  【補助事業費】 3,250千円(650千円×5件)  【交付決定】 2件、1,250千円  ※令和3年10月6日時点</p>
チャレンジ企業応援補助金	150,000 ※国交付金一部充当予定	<p>コロナ禍のなか、市内中小企業の経営基盤の強化を図るため、販路開拓の取組をはじめ、新製品開発、生産性向上、新事業展開などのウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた新たな取組に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>【交付決定件数・交付決定総額】 89件 149,213千円  【内容】  ①モール型ECサイト参入支援 6件 2,752千円  ②ネット向け新製品開発支援 29件 44,248千円  ③生産性向上支援 34件 67,746千円  ④新事業展開支援 20件 34,467千円</p>
商店街等にぎわい復活支援費	30,000 ※国交付金一部充当予定	<p>商店街のほか各業界団体や実行委員会が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りつつ、感染症拡大により失われた賑わいを復活させるため実施する各種イベントやプレミアム商品券の発行などの取組に対し支援するもの。</p> <p>【交付決定件数・交付決定総額】 17件 29,792千円  【内容】独自のプレミアム商品券販売、スタンプラリー、クイズラリーなどのイベント</p>
資金繰り支援		<p>新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援の実績  【相談件数】 4,610件  【認定件数】 セーフティネット保証4号 1,694件  セーフティネット保証5号 1,475件  危機関連保証 938件  【融資件数】 中小企業災害復旧等支援資金 14件、99百万円  ※令和3年10月6日時点</p>